

茨木市運送業事業者支援給付金要綱

（目的）

第1 この要綱は、原油価格の高騰により、経営に深刻な影響を被っている市内の運送業事業者に対し、市が給付金を交付することにより、事業者の負担軽減を図り、もって事業者の事業継続を図ることを目的とする。

（定義）

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者。ただし、発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業以外の会社をいう。）が所有しているもの、発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有しているもの及び大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めているものを除く。
- (2) 貨物自動車運送事業 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に定める貨物自動車運送事業。
- (3) 旅客自動車運送事業 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条に規定する旅客自動車運送事業。
- (4) 営業所 運送事業の遂行及び管理に必要な人員と設備を備えた場所で、営業実態があるもの。
- (5) 事業用車両 事業者が市内の営業所において保有し、かつ使用している貨物自動車運送事業、旅客自動車運送事業に供する車両。

（給付対象者）

第3 本事業の対象者は次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和7年4月1日時点で市内に営業所を置き、貨物自動車運送事業または旅客自動車運送事業を営む中小企業者で、営業に必要な許可または届出を行っている者。
- (2) 第5の規定による申請を行う時点において営業の実態があり、この要綱による給付金の交付を受けた後においても、事業を継続すること。
- (3) 宗教活動又は政治活動を目的とするものでないこと。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び茨木市暴力団排除条例（平成24年茨木市条例第31号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(給付金の額)

第4 給付金の額は、令和7年4月1日時点で給付対象者が市内の営業所に保有する事業用車両の数に、3万円を乗じて得た額（当該額が300,000円を超えるときは、300,000円）とする。

(給付金の交付申請)

第5 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、茨木市運送業事業者支援給付金交付申請書兼請求書（様式第1号）に明細書及び次に掲げる書類を添えて、指定された期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 運送業の許可書又は届出書の写し
- (2) 対象となる車両の自動車検査証の写し
- (3) 給付金の振込口座の情報が確認できる書類
- (4) 個人にあっては、本人確認書類の写し
- (5) 創業後、確定申告時期が未到来の者については、法人設立（開設）届出書の写し又は個人事業の開業・廃業等届出書の写し

2 給付金の申請は、1事業者につき1回限りとする。

(給付の決定)

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付が適当と認めたものについて、茨木市運送業事業者支援給付金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。また、給付金を交付すべきでないものと認めたときは、給付金の不交付を決定し、茨木市運送業事業者支援給付金不交付決定通知書（様式第3号）によりその理由を付して申請者に通知するものとする。

(給付金の給付)

第7 市長は、前項の規定により給付金の交付を決定したときは、申請者に給付金を交付する。

(立入検査)

第8 市長は、給付金の執行の適正を期し、交付事業の円滑な推進を図るため、その職員に、給付対象の営業所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問もしくは必要な指示をさせることができる。

(報告・書類の提出の請求)

第9 市長は、給付金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、給付金の交付を受けた者に対し、報告を求め、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(書類の保存等)

第10 給付金の交付を受けた者は、当該給付金の交付に関する書類を整備するとともに

に、給付金の交付の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(給付金の交付決定の取消し等)

第11 市長は、給付金の交付を受ける者あるいは受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、給付金を交付せず、又は交付の決定の全部又は一部を取り消し、期日を定めてその返還を命じることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により給付金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) その他、市長が不適當と認めたとき。

(市長の指示)

第12 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年2月19日から実施する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に給付金の交付の決定を受けた者における第11の規定の適用については、同日後においても、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

年 月 日

（申請先）茨木市長

住所・所在地

氏名 ㊟

（団体名及び代表者名）

（個人事業主で自署の場合は押印不要）

茨木市運送業事業者支援給付金交付申請書兼請求書

茨木市運送業事業者支援給付金を次のとおり申請します。また、交付決定後に、同給付金を次のとおり請求します。

なお、申請内容の確認のために、市税等の課税及び納税状況について、市長が関係機関に照会すること、申請内容に虚偽が判明した場合及び給付金の交付後に対象者の要件に該当しないことが判明した場合は、給付金を返還することに同意します。

また、市内で令和7年4月1日以前から現在まで運送業を営んでおり、今後も事業を継続する意思があることを誓約します。

1 交付申請及び請求額 円

2 申請者の情報

業種	道路貨物運送事業 ・ 道路旅客運送事業		
法人番号（法人のみ）		資本金（法人のみ）	円
従業員数	人	開業年月日	
担当者名		電話番号	
メールアドレス			

3 振込口座

金融機関名	銀行・信金・その他		金融機関コード					
支店名	支店・支所		支店コード					
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号						
フリガナ								
口座名義								

様式第2号（第6関係）

茨木市指令 第 号

住所・所在地

氏 名

様

茨木市運送業事業者支援給付金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市運送業事業者支援給付金は、次の条件を付けて、
金 円を交付します。

年 月 日

茨 木 市 長

様式第3号（第6関係）

茨木市指令 第 号

住所・所在地

氏 名

様

茨木市運送業事業者支援給付金不交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市運送業事業者支援給付金について、不交付と決定したので通知します。

理 由

年 月 日

茨 木 市 長